



## ◎ 健康保険組合における任意継続被保険者制度のあらまし

### (資格取得申請)

この制度の適用を受けるには、資格喪失の日から20日以内に申請しなければなりません。

### (保険給付)

一般の被保険者と同じ保険給付が受けられます。

### (毎月の保険料)

従前の職場（強制適用）では事業主と被保険者が保険料の各 $\frac{1}{2}$ を負担しましたが、任意継続の場合は事業主の負担はなくなり全額自己負担となります。なお、この保険料は、申請者の退職時の標準報酬月額と前年度9月末日における全組合員の平均標準月額（毎年3月までに公告され4月分の保険料計算から適用）を比べ、そのいずれか低い方の標準報酬月額にもとづく保険料を負担することになります。

### (保険料の納付期日及び納付方法)

第1回目の保険料は資格取得申請書を提出後、健保組合が指定する日までに納付してください。

第2回目からの保険料は毎月10日まで納付書により納付してください。

保険料の前納については、その期間に応じ割引があります。

### (資格喪失)

保険料を納付期限（毎月10日）まで納付しないときは、資格喪失となります。

なお、任意継続被保険者となった日から2年を経過すれば資格を喪失する規定になっております。